

質問番号 1-1-

原子力防災の避難計画について

新年度、福島第一原発事故に関して新たに避難委員会が設置され、避難計画の実効性等を徹底的に検証するとされているが、原子力災害時の住民避難については、解決が必要な課題があるものと思う。

知事は、避難計画の実効性の確保に向けて、どのような法制度上の課題があると考えているのか伺う。また、法制度以外ではどのような課題があるのか、併せて伺う。

小島義徳議員の一般質問にお答えします。

まず初めに、避難計画の実効性の確保に向けた課題についてですが、

法制度上の課題については、高線量下での災害対応方法、人員確保や原子力災害対策指針の見直し等があり、また、法制度以外の課題については、防護対策に関する財源措置等があります。

これらの課題解決なくしては、実効性のある避難計画はできないものと考えております。今後、避難計画の実効性の検証を進める中で生じた課題を含め、国に対応を求めるとともに、関係諸機関と連携し、課題解決に向け取り組んでまいります。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：)

質問番号 1-2-

避難計画の実効性の確保に向けた法制度等の見直しについては、米山知事が就任される前から国への要請等が繰り返されてきたと承知しているが、現在の国の対応状況について伺う。また、国の対応状況を踏まえ、今後、県としてどのように対応するのか、併せて伺う。

次に、法制度等の見直しへの対応についてですが、

これまで、本県だけでなく全国知事会等からも国に対して繰り返し提案・要望を行ってきた法制度等の課題について、昨年3月の原子力関係閣僚会議決定を受け、現在、国において検討が進められていると伺っております。

本県といたしましては、引き続き、全国知事会と国との意見交換会をはじめとする様々なチャネルを用いて、国に対して必要な対応を求めてまいります。

なお、今後、安全な避難方法についても検証を進めることとしており、実効性のある避難計画の策定に向け、取組を進めてまいります。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：)

質問番号 2-1-

県の社会資本整備について

県所管の県道整備は、関係市町村と県の調整を経るなどして実施されているが、政令市所管の県道整備は、政令市において実施されている。政令市との境界を越える県道整備は、県と政令市が一体となっていく必要があると考えるが、道路管理者が異なる区間の道路整備について、県の対応方針を伺う。

土木部長 答弁

道路管理者が異なる区間の道路整備についてですが、

道路整備が必要な区間については、管理者が異なっていたとしても、一体的に整備する必要があると考えており、毎年行っている政令市や隣接県との調整会議の中で情報交換を行うとともに、必要に応じて個別の調整も行っております。

今後も、隣接する道路管理者との連携を密に円滑な調整に努め、効率的かつ効果的な道路整備を進めてまいります。

(作成課：道路建設課)
(協議課：)

質問番号 2-2-

五泉市と新潟市を結ぶ最も重要なアクセス道である主要地方道新潟村松三川線は、河川堤防上の県道のため、冬期間の積雪や路面凍結等により、女性ドライバーをはじめとする多くの五泉市民からは、恐怖感から、その県道を通行できないとの声を聞いている。河川堤防上の県道でも、誰もが安心して通行できる県道であるべきと考えるが、県の基本的な考え方について伺う。

土木部長 答弁

次に、河川堤防上の県道についてですが、

河川堤防上の道路については、河川管理上の一定の制約がありますが、地域ニーズを把握したうえで、河川管理者等との協議を行い、通行車両の安全確保に必要な整備を進めるとともに、冬期間においては、巡回パトロールにより、降積雪状況や路面状況を確認しながら機械除雪や凍結防止剤散布を行い、安全・安心な道路交通の確保に努めているところであります。

(作成課：道路建設課、道路管理課)
(協議課：)

質問番号 2-3-

県道の幅員を幅広路肩で拡張、歩行空間や自転車走行空間を確保することで冬期間の堆雪帯が確保され、車両通行時の安全性が向上し、恐怖感を解消できると考えるが、安全で安心な道づくりを目指す県として、この手法についてどのように考えるか伺う。

土木部長 答弁

次に、幅広路肩による安全・安心な道づくりについてですが、

既存の道路敷地を有効に活用した路肩の拡張は、市街地など歩道の整備が困難な区間などにおいて、児童や高齢者などの交通弱者の歩行空間を早期に確保できる簡易な整備手法のひとつと考えております。

歩行者や自転車利用者の安全確保に関する多くの要望に対し、今後も引き続き、幅広路肩をはじめとする様々な手法により、安全・安心な歩行空間などの整備を着実に進めてまいります。

(作成課：道路管理課)
(協議課：)

質問番号 3-1-

地域医療構想について

県の地域医療構想の策定が進められている。本構想は、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、各地域の特性を踏まえた、望ましい医療・介護の提供体制の整備を図るものと承知しているが、策定作業によって見えてきた課題は何か伺う。

次に、地域医療構想についてお答えします。

まず、地域医療構想の課題についてですが、

議員ご指摘のとおり、本県の地域医療構想においては、

「各地域の実情に沿った望ましい医療・介護の提供体制の充実を図ること」を基本方針に掲げております。

構想策定を通じ、これまで明らかになっていた県全体における医療資源の不足、偏在や、少子高齢化の進展により医療・介護の必要性が増す一方で担い手不足が見込まれることなどの課題に加えて、個々の構想区域内における医療資源の集積や高齢化等の状況、気候や地理的特性などに起因する地域によって異なる医療へのアクセスの状況等の地域的課題も明らかになってきたものと認識しています。

こうした地域特性を踏まえた検討が必要である旨を構想案の中に明記し、構想策定後においても、引き続き各構想区域において検討を継続してまいります。

(作成課：福祉保健課、医務薬事課)
(協議課：)

質問番号 3-2-

地域医療構想では、厚生労働省の定める基準に基づき、二次医療圏ごとに2025年の病床機能別の病床数の推計を行っている。現状より高度急性期、急性期の病床数を減らし、回復期、慢性期病床、在宅医療へシフトさせる方向性であると承知しているが、病床推計値の受け止めを伺うとともに、このような方向性に問題はないのか、知事の所見を伺う。

次に、地域医療構想における病床推計値についてですが、高度急性期、急性期の病床数を減らし、回復期、慢性期病床、在宅医療へシフトするという病床数の推計の方向性は、厚生労働省令に基づいているものであり、あくまでも参考値で、病床数を減少させることを前提としたものではありません。

県民が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療から介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制を確保することが重要であり、今後の方向性を含め、地域の実情に応じて協議していくべきことと考えております。

(作成課：福祉保健課、医務薬事課)
(協議課：)

質問番号 3-3-

住民が点在する広大な中山間地域やへき地、豪雪地帯などにおける地域医療は、平場の地域に比べ、医療を提供するためのコストが掛かるものと考えます。そのような地域を支える医療機関に対し、県はより手厚く支援を行うべきと考えますが、知事の所見を伺う。

次に、中山間地域等の医療機関に対する支援についてですが、

議員ご指摘のとおり、中山間地域において必要な医療を提供するにあたりましては、医療機関の運営や施設・設備の整備などにおいて、都市部等の地域に比べ、不利な面があるものと認識しております。

このため、県といたしましては、こうした地域において市町村等が設置するへき地診療所や、巡回診療等を行うへき地医療拠点病院に対し財政支援を行ってきたところであり、引き続き必要な支援を行ってまいります。

(作成課：医務薬事課)
(協議課：)

質問番号 3-4-

新潟圏域に代表される二次医療圏内の医療資源偏在の解消が、従来から課題とされてきているが、未だ偏在解消に至っていない。地域医療構想の策定を踏まえ、今後、県としてこのような格差をいつまでに、どの程度どのように解消していくのか伺う。

次に、医療資源の偏在解消についてですが、

地域医療構想の策定後は、その実現に向けて構想区域毎に保健医療関係者間で、地域の特性を踏まえた医療提供体制のあり方について、丁寧な議論や調整を行っていくこととしております。

一方、現在の国の医療制度のもとでは、医療資源の偏在を抜本的に解消していくことは、困難であると考えております。

県といたしましては、地域における議論を踏まえ、地域の基幹的病院と他の医療機関の連携を深め、相互補完の中で地域の医療ニーズに地域内で応えられる体制づくりに取り組んでいくことで、着実に地域医療提供体制を確保してまいりたいと考えております。

(作成課：医務薬事課、福祉保健課、医師・看護職員確保対策課)
(協議課：)

質問番号 3-5-

従来から、公的病院に対して国や県からの公的資金投入割合は手厚く施されてきているが、五泉市では、民間病院が大半の地域医療を支えている実態にある。医療環境が厳しさを増す中で、地域の医療体制を維持するためには、民間病院やこのような地域に対する公的資金の投入割合を増やすことが不可欠な時期にきていると考えるが知事の所見を伺う。

次に、民間病院に対する支援の拡充についてですが、

これまでも、県内のどこに住んでいても、安心して生活できる医療提供体制の確保に努めてきたところであり、民間病院に対する直接的な支援は現在の枠組みでは困難であるものの、へき地や救急などの政策医療を担っている医療機関に対しては、国の財政措置を活用するなどにより、必要な財政支援を行ってきたところです。

今後の地域における医療提供体制の整備につきましては、限られた医療資源を有効活用し、県民の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、必要な医療が提供されるよう、病床の機能分化や連携に取り組む医療機関に対し、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

(作成課：医務薬事課)
(協議課：)

質問番号 4-1-

給付型奨学金制度について

来年度、給付型奨学金制度を検討し、また、5億円の基金を積み立てることとしているが、検討後の事業規模をどの程度と想定しているのか伺うとともに、今回は法人県民税の超過課税分の一部を充当しているが、今後はどのように財源を確保していくのか伺う。

次に、給付型奨学金制度についてお答えします。

まず、給付型奨学金の事業規模及び財源確保についてですが、

本県の給付型奨学金は、国制度の詳細を踏まえ、今後実施するアンケート調査の結果を基に、各界各層のご意見をお聞きしながら、制度設計を進めることとしているため、現時点で必要額は未定ですが、給付する対象者の範囲や内容によっては、相当程度の予算規模が想定されます。

また、給付型奨学金制度は、安定的な運営が必要となることから、近年、毎年度10億円程度の税収が確保されている法人県民税の超過課税の一部を、平成30年度以降も含め、基金の財源として活用することを想定しているものです。なお、平成29年度については、まずは、年間平均税収額の半分程度の5億円を基金に積み立てることについてお諮りしているところです。

(作成課：財政課、高等学校教育課)
(協議課：)

質問番号 4-2-

給付型奨学金制度は、低所得世帯の子どもの進学に対する支援であると認識しているが、将来的に、その対象をどこまで拡げていく考えがあるのか伺う。

次に、給付型奨学金の対象範囲の将来的な拡大についてですが、

まずは国の制度を補完して、国の制度より対象を広く定めたり、上乘せで支給したりすることで、より多くの子どもたちが、大学等の進学希望をかなえられるような制度を創設したいと考えております。

将来的な対象範囲の拡大につきましては、実施後にその効果や財源等を見極めた上で、必要に応じて見直しをすることになると考えております。

(作成課：高等学校教育課)
(協議課：)

質問番号 5-1-

再生可能エネルギーの普及促進について

再生可能エネルギーの導入を拡大することは重要と考えるが、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーの普及促進に向け、課題となっている東北電力の系統の空き容量不足について、今後どのように解決を図っていくべきと考えるか伺う。また、経済産業省における検討状況についても併せて伺う。

次に、再生可能エネルギーの普及促進についてお答えします。

まず、系統の空き容量不足の解決策についてですが、

電力会社におきましては、電力の需給状況を定期的に見直すことで、空き容量の創出に繋がる取組を進めているものと承知しております。

県といたしましては、様々な機会を通じて、電力会社の系統強化を促進する措置を講じるよう、国に働きかけているところです。

また、経済産業省におきましては、既存系統を最大限活用する手法など、系統の課題を克服するための検討を始めたところと承知しておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

(作成課：産業振興課)
(協議課：)

質問番号 5-2-

現在、発電設備の系統接続に当たっては、参入事業者に対して高額な負担金が求められる場合があり、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーの普及促進の支障となっていると考えるが、県はどのように解消するべきと考えるか伺う。

次に、発電設備の系統接続に係る負担金についてですが、議員ご指摘のとおり、負担が高額との声も聞かれるものの、平成27年4月には、接続を希望する複数の事業者で共同負担する制度が新設され、それまで単独で負担していた場合と比べて一定程度は負担が軽減されるものと認識しております。

一方で、事業者が負担しないこととした場合、電気料金に転嫁されるため、受益者である事業者がある程度の費用負担を求められることは、国民負担を最小限に抑えるためにも必要なことと考えております。

なお、国におきましては、系統増強の費用負担のあり方も含め、再生可能エネルギーを最大限導入するための検討を進めているところですので、安定供給による国民の受益と発電事業者の受益とを踏まえた制度設計がなされるか、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

(作成課：産業振興課)
(協議課：)

質問番号 6-1-

農業の振興について

知事は、今議会における所信表明において、「担い手農業者の経営基盤の強化を図るとともに、小規模、高齢農家も地域で役割を發揮しながら、農業を生業として営み続けられる『暮らせる農業、稼げる農業』を同時に実現できるよう、施策を進める」と述べられたが、具体的にどのような取組によって実現していくのか伺う。

次に、農業の振興についてお答えします。

「暮らせる農業、稼げる農業」への取組についてですが、農地の集積・集約化や水田フル活用等を進めるとともに、6次産業化や複合化、輸出拡大等の新たな取組に挑戦できる環境整備を行うことで、担い手農家の経営基盤の強化を図ってまいります。

また、本県農業の生産資源や技術・ノウハウが将来的に継承されるよう、リタイアする農業者の経営資産等を円滑に継承する仕組みづくりなど、新たな担い手の確保に向けた取組を進めてまいります。

加えて、営農条件が特に厳しい中山間地域では、所得保障的公的サポートの拡充による平場との条件補正を行った上で、地域資源を活用した多角化・複合化の経営が必要であり、公的サポートのモデル実証を行い、施策の充実を国に提案するなど、小規模、高齢農家も農業を生業として営み続けられる

環境整備を進めてまいります。

これらの取組によって「暮らせる農業、稼げる農業」を実現してまいりたいと考えております。

(作成課：農業総務課)

(協議課：)

質問番号 6-2-

来年度の新規事業である「公的サポート」モデル事業では、中山間地域において農業を営むことで他産業並みの所得を確保できる仕組みを国へ提案するため、モデル実証とその検証を行うとのことであるが、具体的にどのような方法により実施し、どのような効果を期待しているのか伺う。

農林水産部長 答弁

「公的サポート」モデル事業の実施方法と効果についてですが、

規模拡大が困難な中山間地域において、経営環境の不利性を所得保障的に定額で補正することで、集落営農等の経営発展や新規就農者の確保などが可能となることを検証してまいりたいと考えております。

具体的には、中山間地域の集落営農等を対象に、他産業並みの所得の8割が確保されるよう単価を設定し、経営面積に応じて所得を補助することを想定しております。

本事業の実施により、条件不利地域においても営農が継続できる環境が確保され、意欲ある農業者が、経営規模の拡大や、地域資源を生かした付加価値向上などに取り組むことが可能となり、集落営農等の経営発展や中山間地域の維持といった効果が出ることを期待しております。

(作成課：地域農政推進課)

(協議課：)

質問番号 7-1-

林業の振興について
 知事は、今議会における所信表明において、森林の保全、整備を推進するため、「県産材の安定的な生産体制の整備と利用促進」に取り組むと述べられたが、具体的にどのような取組によって実現していくのか伺う。

次に、林業の振興についてお答えします。

まず、森林の保全・整備を推進するための取組についてですが、

健全な森林を維持するには、利用間伐の取組を強化するとともに、利用促進を図る必要があると考えております。

このため、施業地の集約化や高性能機械の導入、路網の整備を支援し、生産性の向上を図るとともに、新たに電気事業会計の地域振興積立金を財源とし、伐採・搬出に対する助成により、利用間伐を加速する取組を実施することとしております。

併せて、林業事業体の所得が確保されるよう、A材からC材までをフル活用するため、それぞれの需要拡大の取組を進めてまいります。

(作成課：林政課)
(協議課：)

質問番号 7-2-

県産材の利用促進のためには、川上から川下までの連携が必要であり、林業家、製材業者及び建築業者の新たな体制づくりが不可欠であると考えるが、県の長期的な展望と来年度における取組について伺う。

次に、県産材の利用促進に向けた展望等についてですが、議員ご指摘のとおり、県産材の利用促進のためには、川上から川下までの事業者が連携し、競争力のある価格で安定供給できる体制づくりが不可欠と考えております。

このため、生産・加工にかかる事業者の経営の大規模化や、生産性向上を図るとともに、建築事業者への供給に対し、適正な在庫管理と効率的な流通を実現する体制の構築を目指してまいります。

新年度においては、川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり、収益性の高い経営を実現する地域を育成するモデル地域を設定し、国の事業を活用しながら連携体制づくりに向けて取り組んでまいります。

(作成課：林政課)
(協議課：)

質問番号 7-3-

林業、製材業、建築業に新たな体制を構築することで森林資源のフル活用が促進され、結果として新潟県の森林環境を守り育ていくことになる。このように森林環境を守るための体制を構築するには知事の強烈な信念が大事である。知事の思いを確認したいが、見解を伺う。

次に、森林環境を守ることへの私の思いについてですが、森林は、木材等を生産する経済的機能に加え、山地災害の防止や水源かん養などの公益的機能を発揮し、県民の命と暮らしを守る重要な役割を担っていると認識しております。

このかけがえのない財産を守り続け、後世に受け継いでいくことは私たちの責務であり、森林の多面的機能が将来に渡って持続的に発揮されるとともに、この森林を生かして新たな付加価値を生み出せるよう取り組んでまいります。

また森林の保全、森林資源の活用は中山間地域と密接につながるものであることから、中山間地域の維持・発展につながる事業を積極的に展開してまいりたいと考えております。

(作成課：林政課)
(協議課：)

質問番号 8-1-

地域振興積立金の使途について

平成27年度の企業会計決算で、太陽光発電事業及び水力発電事業の剰余金約41億円が新たに地域振興積立金に積み立てられた。来年度は、森林整備、環境の保全、福祉の充実、産業の振興、その他県政の重要施策に関する事業に15億円を充当するとのことであるが、残りの26億円はどのように活用するのか伺う。

総務管理部長 答弁

残りの地域振興積立金の活用についてですが、

企業局において、12月に実施した水力発電の電力売却に係る入札の結果、売電単価の引下げや大規模改修による発電量の低下などにより平成29年度及び30年度の利益が年間20億円程度にとどまることから、平成27年度から30年度までの4年間で、約110億円の積立てを見込んでおります。

このうち、災害発生による発電停止などのリスクを考慮し、半分程度の60億円を今後4年間で平均して活用することとし、平成29年度当初予算においては、15億円を重点的な施策の新規立ち上げや拡充に充当しております。

なお、この15億円を充当した後の積立額26億円を含めた今後4年間の残りの積立額の取扱いについては、平成31年度以降の入札結果や、企業局の発電実績に基づく決算等の状況を踏まえ、別途検討したいと考えております。

(作成課：財政課)
(協議課：企業局総務課)

質問番号 8-2-

来年度も本年度と同等程度の地域振興積立金への積立てがなされると仮定すると、本年度の積立て残金と合わせれば60億円余りの積立金となる。その資金は、森林整備をはじめとした森林保全に活用していくべきと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、地域振興積立金の使途について、お答えします。

森林整備をはじめとした森林保全への活用についてですが、平成29年度当初予算において、地域振興積立金から15億円を繰り入れ、重点的な施策の新規立ち上げや拡充に充当しており、森林整備等についても、利用間伐の促進などに約1億5千万円を充当しているところです。

平成30年度以降の充当については、平成29年度当初予算で充当した事業や、その後の新規・拡充事業を基本として、当初予算編成過程において検討してまいりたいと考えております。

(作成課：財政課)
(協議課：企業局総務課)